

第 7 期事業計画（H30～R2）目標設定と評価について（実績評価）

平成 29 年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。その中で、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価決定の公表を行うこととなりました。

●自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

※印は、年度内目標値

指 標	H28 現状	R2 目標値	R2 実績値	実績 評価 1:完了 2:順調 3:遅延 4:要調整 5:未実施	取組状況
地域ケア個別会議 開催回数（回）	38	※ 50	53	2	週 1 回の開催を定例化することができた。対象者 247 人。
小地域ケア会議 設置数（箇所）	22	44	32	3	連合町内会等へ出向いての働きかけを行い 3 支部の新設に至った。「地域内の同様組織の重複した活動が住民負担」という課題把握から、包括支援センター、市福祉・健康・地域づくり部署連携を目的にした協議の場を設けた。
医療・介護連携研修会 開催回数（回）	4	※ 4	8	2	市民が、住み慣れた地域でその人らしい生活が人生の最期まで続けることができるように、医療と介護が切れ目なく提供される体制を整備していくために、関係職種の連携、質の向上に係る研修会を開催した。また、市民フォーラムを開催し、市民への情報提供に努めた。 医療・介護連携研修会：7 回開催。 市民フォーラム：1 回開催。
生活支援サポーター 養成講座受講人数 （人）	115	※ 80	0	5	生活支援サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を控えたが、生活支援コーディネーターと協力して一部圏域のサポーターに対してフォローアップ研修及び情報交換会を実施した。
こけないからだ講座 設置数（箇所）	199	220	214	3	新型コロナウイルス感染症の影響により、新設の働きかけができず、1 箇所の新設にとどまった。

ふらっとカフェ 設置数（箇所）	0	70	27	3	新型コロナウイルス感染症の影響により、新設の働きかけができず、1箇所の新設にとどまった。
認知症カフェ 設置数（箇所）	5	8	5	4	新設に向け、交流の場からの拡大を目指して、活動中の認知症カフェと地域の交流の場を行っている社会福祉施設等との交流会を開催した。交流会へは今後の開設を考える事業所の参加があり、運営経費、配置人員等人的課題の把握に繋がった。課題解決に向け、交流の場での継続協議を次年度継続して行うこととした。
認知症サポーター 養成講座受講人数 （人）	1008	※1000	613	2	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、規模を縮小して実施したが、企業、学校など幅広い市民を対象とした養成講座を開催し、認知症への理解の普及、ネットワークの拡大を図った。 開催：26回

●介護保険運営の安定化に資する施策の推進

※印は、年度内目標値

指 標	H28 現状	R2 目標値	R2 実績値	実績 評価	取組状況
				1:完了 2:順調 3:遅延 4:要調整 5:未実施	
要介護認定に係る調査票点検実施率 (%)	100	※ 100	100	2	保健師 4 人で毎月約 500 件の認定調査票をチェックし、認定調査の平準化、スムーズな介護認定審査会運営に努めている。令和 2 年度 5,108 件。
調査員・認定審査会研修実施回数 (回)	5	※ 5	7	2	調査委員研修は、県が実施する新任研修のほか、津山市直営調査員研修会を 4 回実施し、認定調査の平準化に努めた。 審査委員研修では、県が実施する新任研修・現任研修のほか、審査会委員全体研修会及び 10 合議体ごとに 3 回の研修会を開催し、介護認定審査会の平準化に努めた。
ケアプラン点検実施件数 (件)	574	※ 600	765	2	県が実施する介護給付適正化研修に準じて、ケアプラン質の向上研修会は新型コロナウイルス感染症の状況により実施延期となったが、実地指導、随時の相談等を通じて、居宅介護支援事業所及び包括支援センターのケアプラン 765 件を点検した。令和 3 年 3 月居宅介護サービス受給者 3,359 件中、実施率 22.8%。 また、令和元年度からアドバイザー派遣事業によるプランチェックを導入し、5 事業所 9 ケースのプランを点検し、適正化に努めた。
住宅改修の着工前点検実施率 (%)	100	※ 100	100	2	全件、ケアマネジャーや施工業者と事前協議を行い、1,014 件の改修支援を行った。不明な点があれば随時、作業療法士が現地調査を行い、効果的な改修に努めた。
介護給付費通知実施率 (%)	100	※ 100	100	2	介護保険施設、全サービス利用者に対し、7 月・11 月・3 月の年 3 回、利用状況を通知し、サービス利用の確認を促すことにより適正化を図った。